

## ○ 緊急事態対策本部の組織及び運営に関する要綱

(令和4年7月8日)

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、緊急事態対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

**第2条** 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員（以下「本部員等」という。）をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充てる。

3 副本部長は、副議長をもって充てる。

4 本部員は、議会運営委員会理事をもって充てる。

### (本部員等の職務等)

**第3条** 本部長は、対策本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 本部長及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する議員が本部長の職務を代行する。

4 本部員に事故があるときは、その所属する会派の議会運営委員会委員が、本部長の承認を得て、その職務を代行し、その会派に職務を代行できる議会運営委員会委員がいない場合においては、その会派の議員（事故がある議員を除く。）のうち年長の議員が、本部長の承認を得て、その職務を代行する。

### (対策本部の活動)

**第4条** 対策本部は、次に掲げる場合において、本部長が必要と認めるときに活動を行う。

(1) 京都府災害対策本部が設置された場合

(2) 京都府新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、府内において地震、風水害等の

大規模災害、感染症のまん延その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合

- 2 前項の「活動」とは次に掲げる事項に関する協議又は調整をいう。
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 緊急事態に関する情報の収集及び発信に関する事項
  - (3) 議員及び執行機関その他の関係機関との情報の共有、連携等に関する事項
  - (4) その他本部長が必要と認める事項

**(会議)**

**第5条** 本部長は、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

- 2 会議には座長を置き、議会運営委員長をもってこれに充てる。
- 3 前項の座長に事故あるときは、本部員(第3条第4項の規定により本部員の職務を代行する議員を含む。)の中から本部長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 会議を招集する場所に参集することが困難な本部員等(第3条第3項により本部長を代行する議員及び同条第4項の規定により本部員の職務を代行する議員を含む。以下この条において同じ。)がある場合において、本部長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いて、会議を開催することができる。
- 5 本部員等(会議を招集する場所に出席する者を除く。次項において同じ。)が前項に規定する方法を用いて会議に参加するときは、あらかじめ本部長の許可を得なければならない。
- 6 第4項に規定する方法を用いて会議に参加した本部員等については、会議に出席したものとみなす。
- 7 会議において、本部長が必要と認めるときは、執行機関の職員その他の関係者に対し出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

**(会議の非公開)**

**第6条** 議事の内容等により本部長が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

**(その他)**

**第7条** この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。